

凡例: 下線と網掛 セルは変更箇所

特定 - 第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
原油 (コンデンセートを除く。)	k l				
原油のうちコンデンセート (NGL)	k l				
揮発油	k l				
ナフサ	k l				
灯油	k l				
軽油	k l				
A 重油	k l				
B・C 重油	k l				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
燃 料	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t		
		石油系炭化水素ガス	千 m <sup>3</sup>		
及	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		
		その他可燃性天然ガス	千 m <sup>3</sup>		
び	石炭	原料炭	t		
		一般炭	t		
		無煙炭	t		
熱	石炭コークス	t			
	コールタール	t			
	コークス炉ガス	千 m <sup>3</sup>			
	高炉ガス	千 m <sup>3</sup>			
	転炉ガス	千 m <sup>3</sup>			
	その他の燃料	都市ガス ( )	千 m <sup>3</sup>		
	産業用蒸気	GJ			
	産業用以外の蒸気	GJ			
	温水	GJ			
	冷水	GJ			
小計	GJ				
電 気	電 気 事業者	昼間買電	千 kWh		
		<u>夏期・冬期における電気需要平準化時間帯</u>	<u>千 kWh</u>	<u>( )</u>	<u>( )</u>
	その他	夜間買電	千 kWh		
		上記以外の買電	千 kWh		
		自家発電	千 kWh		
小計	千 kWh/GJ				
合 計 GJ					
原油換算 k l			⑤		①
対前年度比 (%)					

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「( )」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

**備考 ※関連部分のみ抜粋**

(前略)

- 5 特定-第2表の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置するすべての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、設置するすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等）の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定-第2表には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定-第2表及び指定-第2表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定-第2表及び指定-第2表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定-第2表及び指定-第2表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

1.0 特定-第2表及び指定-第2表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、電気の需要の平準化の適切かつ有効な実施を図るため事業者が取り組むべき措置に関する指針（経済産業告示第●号）において規定される時間帯を指す。

- 1.1 販売した電気の量は、特定-第2表及び指定-第2表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 1.2 特定-第2表及び指定-第2表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1キロワット時を熱量9,760キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 1.3 特定-第2表及び指定-第2表のうちGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 1.4 特定-第2表及び指定-第2表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定-第2表及び指定-第2表の下に注記すること。
- 1.5 特定-第2表、特定-第4表、指定-第2表、指定-第4表、指定-第5表及び指定-第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定-第4表及び指定-第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

(後略)

⑨電気の使用量の欄は、工場等内で使用したすべての電気の1年間の使用量を「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」、「自家発電」別に千キロワット時の単位で記入して下さい。ただし、非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電等により得られる電気）又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの（当該電気を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場合は、報告の対象とはなりませんので算入しないで下さい。

なお、「昼間買電」及び「夜間買電」とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第10号第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気の昼夜別使用量をいい、昼間は8時から22時まで、夜間は22時から翌日8時までとなります。電力会社の検針票に表記される昼夜間の時間帯の区分とは異なりますので注意して下さい。ただし、沖縄電力から供給を受けている場合は、沖縄電力の力率測定時間に則して報告をすることもできます。

電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出して下さい。

なお、特定電気事業者や特定規模電気事業者から電気の供給を受けている場合は、個別に供給を受けている電気事業者にお問い合わせください。

なお、昼間と夜の使用量の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告して下さい。また、「自家発電」については、発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の欄に、販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の欄に計上して下さい。

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」の欄は、下表に示す期間及び時間帯の電気事業者からの買電量を合計し千キロワット時の単位で記入して下さい。なお、電気需要平準化時間帯の買電量が把握できない場合は、下表の期間における昼間買電の量を、電気需要平準化時間帯の使用量として報告してください。

季節	期間※	時間帯
夏期	○月○日～○月○日	●時～●時
冬期	○月○日～○月○日	●時～●時

※土、日、祝日は除く。

電気の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算して下さい。

昼間買電	千キロワット時	9.97ギガジュール
夜間買電	千キロワット時	9.28ギガジュール
上記以外の買電	千キロワット時	9.76ギガジュール

※自家発電については、その使用量を熱量に換算する必要はありません。ただし、自家発電の「販売した副生エネルギーの量」を算出する際には、電気の量千キロワット時を熱量9.76ギガジュールとして換算するか、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算して下さい。

なお、非化石燃料を併用した自家発電や、太陽光発電等の自然エネルギーによる発電を併設した自家発電の場合であって、「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入するときには、「販売した副生エネルギーの量」は、発電電力量のうち、化石燃料による寄与分を適切な方法で算出し、記入して下さい。

特定 - 第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算						
					エネルギーの使用量 (原油換算 k1)	販売した副 生エネルギーの量 (原油換算 k1)		㉔の構成割合 (%)	生産数量又は 建物延床面積 その他のエネ ルギーの使用 量と密接な関 係をもつ値	エネルギー の使用に係 る原単位	エネルギー の使用に係 る前年度の 原単位
					㉑=A-B	㉒=C/U ×100	㉓=C/E	㉔	㉕=F/G ×100	㉖=D×H /100	
1	工場等に 係る事業 の名称										①
	細分類 番号						(単位： )				
2	工場等に 係る事業 の名称										②
	細分類 番号						(単位： )				
3	工場等に 係る事業 の名称										③
	細分類 番号						(単位： )				
事業者全体					㉑ (合計)	㉒ (合計)	㉓ (合計)	100%	㉔ (単位： )	㉕	㉖=㉗/㉘× 100
											㉙= ①+②+③+...

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
  - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、原則として日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
  - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位㉕」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値㉙」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉖㉗㉘㉙は記入不要。
  - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位㉕」が算出できる場合は、事業分類ごとの㉑㉒㉓及び事業者全体の㉑から㉖まで記入すること。



備考 ※特定-第3表の関連部分のみ抜粋

(前略)

1.7 特定-第3表及び指定-第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

1.8 特定-第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。

(1) 特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号(4桁)ごと(以下「事業分類ごと」という。)に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討する。

(3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位(㉕)が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位(㉕)が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位(㉕)を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・㉑

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・㉒

(ウ)  $㉑ - ㉒$ ・・・㉓

(エ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔

(オ) 事業分類ごとの㉓及び㉔を事業者全体で合計し、それぞれの合計値(㉕)、(㉖)を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位(㉕) =  $㉕ / ㉖$  が求められる。

(カ) ㉕と前年度の原単位(㉗)の比・・・㉘

(4) ㉔が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位(㉕)が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(㉙)を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位(㉕)の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比(㉙)を求める。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・㉑

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・㉒

(ウ)  $㉑ - ㉒$ ・・・㉓

(エ) 事業分類ごとの㉓の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・㉔

(オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉕

(カ) エネルギーの使用に係る原単位・・・ $㉓ / ㉕ = ㉖$

(キ) エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・㉗

(ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・㉘

(ケ) 事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(㉘)を(㉔)の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。  $㉙ = ㉑ + ㉒ + ㉓ + \dots$

1.9 特定-第3表2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。

なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類と、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)については、特定-第3表1における算定と同じとすること。

(1) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(㉕')が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位(㉕')が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(㉕')を求める。

- (ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算kl)・・・㉑
- (イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計 (原油換算kl)・・・㉑'
- (ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算kl)・・・㉒
- (エ)  $\frac{\text{㉑} + \text{㉑}' \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉒}}{\dots}$ ・・・㉓'
- (オ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔
- (カ) 事業分類ごとの㉓'及び㉔を事業者全体で合計し、それぞれの合計値㉕'、㉖を求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉗' =  $\frac{\text{㉕}'}{\text{㉖}}$ が求められる。
- (キ)  $\frac{\text{㉗}'}{\text{前年度の原単位㉘}'}$ の比・・・㉙'
- (2) ㉔が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉗'が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比㉚'を算出する。
- ア. 事業者全体としての原単位㉗'の算出が困難な場合
- 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比㉚'を求める。
- (ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算kl)・・・㉑
- (イ) 電気需要平準化時間帯の買電量の合計 (原油換算kl)・・・㉑'
- (ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算kl)・・・㉒
- (エ)  $\frac{\text{㉑} + \text{㉑}' \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉒}}{\dots}$ ・・・㉓'
- (オ) 事業分類ごとの㉓'の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・㉔
- (カ) 生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔
- (キ) 電気需要平準化評価原単位・・・㉓' / ㉔ = ㉕'
- (ク) 前年度の電気需要平準化評価原単位・・・㉖'
- (ケ) 事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%)・・・㉗'
- (コ) 事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比㉗'を㉔の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。  $\text{㉚}' = \frac{\text{㉑}'}{\text{㉑}} + \frac{\text{㉒}'}{\text{㉒}} + \dots$

(後略)

※記入要領の内容は、上記の備考とほぼ同一であるため省略

特定 - 第4表 事業者の過去5年度間の原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
原単位						
対前年度比 (%)		㉠	㉡	㉢	㉣	

※備考 特定-第3表 1において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「特定事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ㉡」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'	㉡'	㉢'	㉣'	

※備考 特定-第3表 2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) ㉡'」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

備考 ※関連部分のみ抜粋

(前略)

2.0 特定-第4表 1及び2並びに指定-第6表 1及び2の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定-第3表 1及び2において、事業者全体の原単位㉡及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉡'が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に㉡及び㉡'を記入すること。

2.1 特定-第4表 1及び2並びに指定-第6表 1及び2の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギーの使用に係る原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{㉠} \times \text{㉡} \times \text{㉢} \times \text{㉣})^{1/4} (\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{㉠}' \times \text{㉡}' \times \text{㉢}' \times \text{㉣}')^{1/4} (\%)$$

(2) 電気需要平準化評価原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{㉠}' \times \text{㉡}' \times \text{㉢}' \times \text{㉣}')^{1/4} (\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{㉠} \times \text{㉡} \times \text{㉢} \times \text{㉣})^{1/4} (\%)$$

(後略)

※記入要領の内容は、上記の備考とほぼ同一であるため省略

特定 - 第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）  
又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は  
事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

<u>(ハ) の理由</u>
<u>(ニ) の理由</u>

記入要領※該当部分のみ記載

①特定-第5表 1 を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(イ)」とは、特定-第4表 1 の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また「事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ロ)」とは、特定-第3表 1 の対前年度比①又は②が、100.0(%)以上の場合が該当します。

②特定-第5表 2 を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(ハ)」とは、特定-第4表 2 の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また「事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ニ)」とは、特定-第3表 2 の対前年度比①' 又は②' が、100.0(%)以上の場合が該当します。

③5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を、エネルギーの使用に係る原単位と電気需要平準化評価原単位のそれぞれについて、できるだけ定量的に分析し、簡潔にまとめて記入して下さい。その際、原因となった工場等があればその名称も記入して下さい。

なお、分析した結果、エネルギーの使用に係る原単位と電気需要平準化評価原単位の改善できなかった理由が同じであれば、その旨も記載してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・ 製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・ 生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・ 生産設備の故障、トラブル
- ・ 生産設備の劣化、効率の低下
- ・ 生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・ 原材料等の構成の変動
- ・ 市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・ 環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・ 生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・ 資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・ 生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・ 気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・ 試運転、試作品等の増加
- ・ 燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

※特定-第5表について、指定後の最初に提出する定期報告書では、記入可能な場合に限り記入して下さい。

特定-第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項


2 電気の需要の平準化に関する事項


①「1 エネルギーの使用の合理化に関する事項」については、当該年度に実施した、エネルギーの使用の合理化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記して下さい。

[記入例]

- ・省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動
- ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備若しくは活動
- ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況
- ・エネルギー効率向上のための基準の策定又は改廃の状況
- ・エネルギー効率向上のための設備等の整備
- ・共同省エネルギー事業の実施

②「2 電気の需要の平準化に関する事項」については、当該年度に実施した、電気の需要の平準化に関し実施した電気需要平準化措置、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記して下さい。

[記入例]

(記載内容は指針等を踏まえて今後要検討)

- ・ 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
- ・ 電気需要平準化時間帯からそれ以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

※以降、表番号を1つずつ繰り下げる

指定表

指定-第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度				
		使用量		販売した副生エネルギーの量		
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
揮発油	k l					
ナフサ	k l					
灯油	k l					
軽油	k l					
A重油	k l					
B・C重油	k l					
石油アスファルト	t					
石油コークス	t					
燃 料	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t			
		石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>			
及	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t			
		その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>			
び	石炭	原料炭	t			
		一般炭	t			
		無煙炭	t			
熱	石炭コークス	t				
	コールタール	t				
	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>				
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>				
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>				
	その他の燃料	都市ガス	千m <sup>3</sup>			
		( )				
	産業用蒸気	GJ				
	産業用以外の蒸気	GJ				
	温水	GJ				
	冷水	GJ				
	小計	GJ				
	電 気	電気事業者	昼間買電	千 kWh		
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯			千 kWh	( )	( ① )	
その他		夜間買電	千 kWh			
		上記以外の買電	千 kWh			
		自家発電	千 kWh			
小計	千 kWh/GJ					
合 計 GJ						
原油換算 k l			②		③	
対前年度比 (%)						

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「( )」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

備考及び記入要領とほぼ同じのため省略

指定 - 第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{エネルギーの使用に係る原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl)} \text{ (指定-第2表㉓-㉔)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉕)}}$		

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{電気需要平準化評価原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉕)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl) は、以下の算定式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl)} &= \text{㉓} + \text{㉔} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉕} \end{aligned}$$

※上式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。

備考及び記入要領は特定表とほぼ同様のため省略。

指定 - 第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉕'	㉖'	㉗'	

備考及び記入要領は特定表とほぼ同様のため省略。

指定 - 第7表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

2 過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

<u>(ハ) の理由</u>
<u>(ニ) の理由</u>

記入要領※該当部分のみ記載

①指定-第7表 1を記入するに当たって、「過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(イ)」とは、指定-第6表 1の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また「事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ロ)」とは、指定-第5表 1の対前年度比①又は②が、100.0(%)以上の場合が該当します。

②指定-第7表 2を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(ハ)」とは、指定-第6表 2の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また「事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ニ)」とは、指定-第5表 2の対前年度比③' 又は④' が、100.0(%)以上の場合が該当します。

③5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を、エネルギーの使用に係る原単位と電気需要平準化評価原単位のそれぞれについて、できるだけ定量的に分析し、簡潔にまとめて記入して下さい。その際、原因となった工場等があればその名称も記入して下さい。

なお、分析した結果、エネルギーの使用に係る原単位と電気需要平準化評価原単位の改善できなかった理由が同じであれば、その旨も記載してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・ 製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・ 生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・ 生産設備の故障、トラブル
- ・ 生産設備の劣化、効率の低下
- ・ 生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・ 原材料等の構成の変動
- ・ 市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・ 環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・ 生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・ 資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・ 生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・ 気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・ 試運転、試作品等の増加
- ・ 燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

※特定-第5表について、指定後の最初に提出する定期報告書では、記入可能な場合に限り記入して下さい。



- ①「1 エネルギーの使用の合理化に関する事項」については、当該年度に実施した、エネルギーの使用の合理化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記して下さい。

[記入例]

- ・省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動
- ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備若しくは活動
- ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況
- ・エネルギー効率向上のための基準の策定又は改廃の状況
- ・エネルギー効率向上のための設備等の整備
- ・共同省エネルギー事業の実施

- ②「2 電気の需要の平準化に関する事項」については、当該年度に実施した、電気の需要の平準化に関し実施した電気需要平準化措置、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記して下さい。

[記入例]

(記載内容は指針等を踏まえて今後要検討)

- ・電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
- ・電気需要平準化時間帯からそれ以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

※以降、表番号を一つずつ繰り下げる